

## 公募説明書

令和8年1月6日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

### 1 公募する趣旨

本契約については、認知症高齢者に関する専門的知識を有し、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図り、事業の周知・協力等において地域ネットワークを有している必要があることから、社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、次の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

### 2 担当部局

旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎2階 福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話 0166-25-5273 FAX 0166-29-6404

### 3 契約概要

- (1) 件 名 認知症高齢者見守り事業実施業務
- (2) 契約内容 認知症サポートセンターを設置し、当該事業の周知及びサービスの利用調整等を行う。詳細は認知症高齢者見守り事業実施要綱及び認知症高齢者見守り事業実施業務仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託料の目安 この業務に係る委託料は、公募の日において、おおむね5,272千円と見込んでいることから、業務委託料の積算に当たっては、この額を目安とすること。

なお、この額は確定したものではなく、また、令和8年度予算が成立し、予算配当されることを条件とする。

### 4 応募要件

- (1) 基本的要件

ア 旭川市内に事業所を有する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する者であること。

- イ 参加意思確認書の提出日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 公募の日から参加意思確認書の提出の日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないものであること。
- エ 参加意思確認書の提出の日において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ア サービスの利用調整を行う者は、国家資格を有する者（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等）又は介護支援専門員であり、認知症に関する専門的な知識を有すること。
- イ サービスの利用調整を行う者は、サービス利用対象者等からの相談に対応するため、1年以上相談業務に従事した実績があること。
- ウ サービス利用対象者への支援に当たり、地域包括支援センターや民生委員等の関係機関との連携を図れること。
- エ サービス提供希望者に対し、認知症高齢者への支援に関する研修を実施できること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

認知症サポートセンターの公正・中立な運営を図り、適切な利用調整及び相談に応じることができる者であること。

(4) 守秘性に関する要件

事業により知り得た認知症高齢者及びサービス利用対象者の個人情報等について、守秘義務を守ることができる者であること。

(5) 履行執行体制に関する要件

事業所内に認知症サポートセンターを設置し、サービスの利用調整等を行う者を1人配置できること。また、履行開始日までの期間にサービスの利用調整等を行う者が引継ぎを受けること。ただし、業務の引継ぎ期間の費用については、応募者の負担とする。

(6) その他必要と認める要件

認知症高齢者見守り事業実施要綱及び認知症高齢者見守り事業実施業務仕様書に示す業務が履行できること。

## 5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

### (1) 提出書類

- ア 参加意思確認書（様式1）
- イ 法人登記簿謄本（写し可）
- ウ 納税証明書（写し可）

※発行日が3か月以内のもの

- エ サービスの利用調整を行う者の履歴書及び国家資格を証明する免許証（写し可）
- オ 認知症サポートセンター設置予定場所の図面等（写し可）

### (2) 提出期限 令和8年1月27日（火）正午

### (3) 提出場所 2に同じ。

### (4) 提出方法 持参すること。

### (5) その他

- ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。
- イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された参加意思確認書等は、返却しない。

## 6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和8年2月6日（金）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、通知がない場合は、2に連絡し確認すること。

### (1) 応募要件を満たすとした者にあっては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

### (2) 応募要件を満たさないとした者にあっては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

## 7 その他

### (1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

### (2) その他の本公募に関する問合せ先 2に同じ。